

## 各種支払いの猶予や減免など



## 国民年金や各種保険、市税、水道料金

新型コロナウイルス感染症の影響により、納付が困難になったときは、納付の猶予や特例制度、減免などを行いますので、各担当窓口でご相談ください。

※収入の減少など各種要件があります



市ホームページ

## ■国民年金

問い合わせ **ねんきん加入者ダイヤル**

☎0570・003・004

## ■国民健康保険

問い合わせ **国民健康保険課**

(猶予) ☎216・1230 FAX216・1200  
(減免) ☎216・1229 FAX216・1200

## ■後期高齢者医療保険

問い合わせ **長寿支援課 ☎216・1268 FAX224・1539**

## ■介護保険

問い合わせ **介護保険課 ☎216・1279 FAX219・4559**

## ■市税

問い合わせ **納税課、各支所の税務課**

☎216・1191～1194 FAX216・1196

■上水道(基本料金)

対象 全ての給水契約者

免除期間 6月1日～9月30日までの使用分

申請 不要

問い合わせ **水道局お客様料金センター**  
☎812・6171 FAX812・6175



## 傷病手当金の支給

新型コロナウイルスへの感染や感染の疑いにより、4日以上就労できなくなり、給与が支払われないときは、傷病手当金が支給されることがあります。

対象 ①国民健康保険加入者

②後期高齢者医療保険加入者

問い合わせ

①国民健康保険課 ☎216・1228 FAX216・1200  
②長寿支援課 ☎216・1268 FAX224・1539

## 新型コロナウイルス感染症に関する相談窓口

■次の症状がある人はすぐに**帰国者・接触者相談センター**へ

- ・息苦しさ、強いだるさ、高熱などいずれかの強い症状がある人
- ・比較的軽い風邪の症状がある高齢などで重症化しやすい人
- ・比較的軽い風邪の症状が続く、上記以外の人

※これらに該当しなくても相談できます

相談先	連絡先	相談先	連絡先
北部保健センター	☎244-5693 FAX244-5698	吉田保健福祉課	☎294-1215 FAX294-3352
東部保健センター	☎216-1311 FAX216-1308	桜島保健福祉課	☎293-2360 FAX293-3744
西部保健センター	☎252-8522 FAX252-8541	松元保健福祉課	☎278-5417 FAX278-4097
中央保健センター	☎258-2370 FAX258-2392	郡山保健福祉課	☎298-2114 FAX298-2916
南部保健センター	☎268-2315 FAX268-2928	喜入保健福祉課	☎345-3434 FAX345-2600
保健予防課	☎216-1517 FAX803-7026		

- ◇受付時間…8時30分～17時15分(土、日、祝日を除く)  
※上記以外の時間は、**鹿児島市役所代表 ☎224-1111**へ  
◇相談センターから受診を勧められた医療機関を受診してください  
※複数の医療機関の受診は控えてください



## 妊産婦のための帰国者・接触者外来

妊産婦が安心して受診、出産できるように妊産婦のための帰国者・接触者外来を設置しました。相談に応じて適切に案内します。

対象 諸事情で里帰り出産する妊産婦、市内に住み発熱などの症状がある妊産婦

問い合わせ **母子保健課 ☎216・1485 FAX216・1284、**  
**帰国者・接触者相談センター**



## 「新しい生活様式」の実践例

## ■基本的感染対策

- ・人との間隔は2m(最低1m)空ける
- ・外出時は症状がなくてもマスクを着用
- ・帰宅時など手や顔を洗う

## ■基本的な生活様式

・せきエチケットの徹底

・「3密」(密集・密接・密閉)の回避

## ■各場面での生活様式

- ・買物は計画を立てて素早く済ませる
- ・公共交通機関は混んでいる時間を避ける
- ・食事は対面ではなく横並びに座る

感染症対策に引き続き取り組んでいきましょう。皆様のご協力をお願いします



保健予防課 横原 看護師

## 市民とともに

鹿児島市長  
森 博 幸



## 梅雨の季節 一人ひとりの備えを

6月に入り、梅雨の季節を迎えます。本市では、これまでの災害を教訓にしてその備えを強化してきています。

昨年は、6月末から7月初旬にかけて平成5年の8・6豪雨災害時を上回る雨に見舞われ、市内全域に避難指示を出しました。その際の対応を検証し改善を図ってまいりましたが、避難所については全ての箇所を点検し、専門家のご意見を踏まえ災害の種類ごとに安全性の確認を行い、新たな避難所を指定しております。

避難所に対する新型コロナウイルス感染症の予防策も講じています。消毒液などの配備とともに、「3密」を回避するスペースの確保や避難者の体調確認など、受入体制づくりを進めています。

また、毎年、梅雨の時期を前に防災点検を実施しており、今年も、新たに指定した避難所の中から、吉田地域の提水流公民館を点検しました。地域の公民館長さんと一緒に避難所の設備を確認するなかで、住民の皆さんのご理解やご協力と行政の取り組みとの連携が、地域防災を推進する大きな力になるとの思いを改めて強くしたところです。

今月、避難行動のポイントや新しい避難所一覧表を掲載した防災リーフレットを各世帯にお届けしています。いざという時の行動には、事前の準備が何より大切です。この機会にぜひ、市民の皆さんお一人おひとりに、ご自分の避難行動について確認いただきたいと思います。